

## 第4章 計画の実現に向けて

都市計画マスタープランに示した将来像の実現に向けて、以下の方針に基づいて、まちづくりを進めていきます。

### 4 - 1 市民協働<sup>1</sup>によるまちづくりの推進

本計画の将来都市像を実現するためには、これまで計画、着手してきた事業を効果的、かつ計画的に進めるとともに、地域の特性を活かした都市の質的な向上を図ることが必要です。

そのためには、市民の積極的な参加・参画を得て、まちづくりを進めなければなりません。

本市では「三原市市民協働のまちづくり指針」「三原市市民協働のまちづくり推進計画」を策定しており、これらの計画を踏まえ、都市計画関連施策においても市民協働によるまちづくりを推進します。

#### (1) 市民協働の基盤づくり

市民協働のまちづくりは、市民と行政、市民相互の信頼関係から始まります。そのために、まず相互の情報をできるだけ共有化することが大切です。

また、市民協働の前提となる市民の参加・参画を促進する仕組みづくりにも取り組み、市民協働の基盤づくりを進めます。

##### 情報の共有

広報やホームページなど様々な方法により、まちづくりに関心がある市民が気軽にまちづくり情報や市のまちづくり計画を収集できるようにするとともに、出前講座の充実により市民のニーズに応じた情報を直接提供する機会を充実します。

##### 参加・参画しやすい仕組みづくり

緑の基本計画、景観計画など個別計画の策定にあたっては、懇談会の開催やワークショップ、パブリックコメントなど、市民参加・参画の手法を積極的に取り入れ、市民がまちづくりに参加・参画しやすく、市民と行政の対話が活発化するための仕組みづくりを進めます。

#### (2) 都市計画関連施策における役割分担

「三原市市民協働のまちづくり指針」では、地域社会全体で公共・公益を担う公共サービスの領域を「新しい公共」と定義し、この領域を広げることとしています。都市計画関連施策においては、都市レベルのまちづくり、ルールづくりは行政が、地域・地区レベルのまちづくり、ルールづくりは市民が中心的役割を担い、相互に連携協力することを基本に市民協働のまちづくりを推進します。

##### 行政の役割

行政は、都市全体の課題に対応したまちづくり計画の策定や、土地利用等に関するルールづくり、各種都市計画事業の実施等にあたって中心的役割を担います。これらの実施にあたっても、必要に応じて市民の声を広く聴取する機会を充実し、事業の円滑化を図ります。

また、地域や地区において、にぎわいづくりや防災性の向上などに関するまちづくり計画・ルールの策定など、まちづくりへの機運が高まった場合には、まちづくり活動を積極的に支援します。

### 市民の役割

市民は、にぎわいづくりや防災性の向上など、地域や地区の課題に対応したまちづくり計画の策定や土地利用等に関するルールづくり、まちづくり活動にあたって中心的役割を担います。

#### (3) 新たな課題への対応

市民協働によって明らかとなった新たな課題については、これに対応した方針・施策などを検討し、本計画の見直し時に反映します。

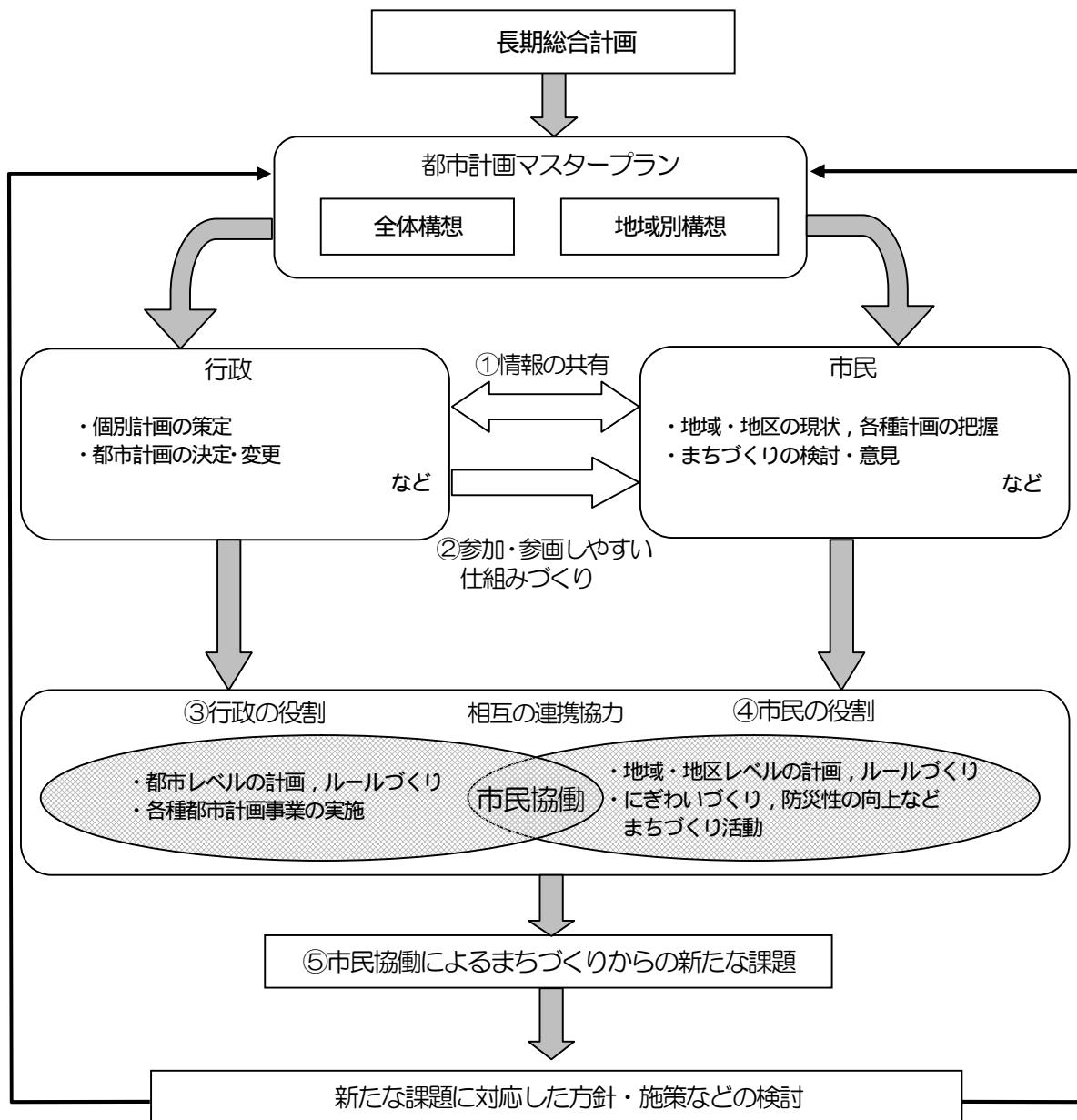


図 4-1 都市計画関連施策における市民協働によるまちづくりフロー

1：市民協働とは、市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、本市を構成する多様な主体が、共通する地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力の創造のため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組むことです。

## 4 - 2 各種制度の活用

市民の主体的なまちづくりを促進するため、都市計画提案制度や地区計画、建築協定を積極的に広報し、普及を促進します。

### (1) 都市計画提案制度

都市計画提案制度とは、土地所有者やまちづくりに関するNPO法人並びにまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが、土地所有者などの3分の2以上の同意を得るなどの条件を満たせば、都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。

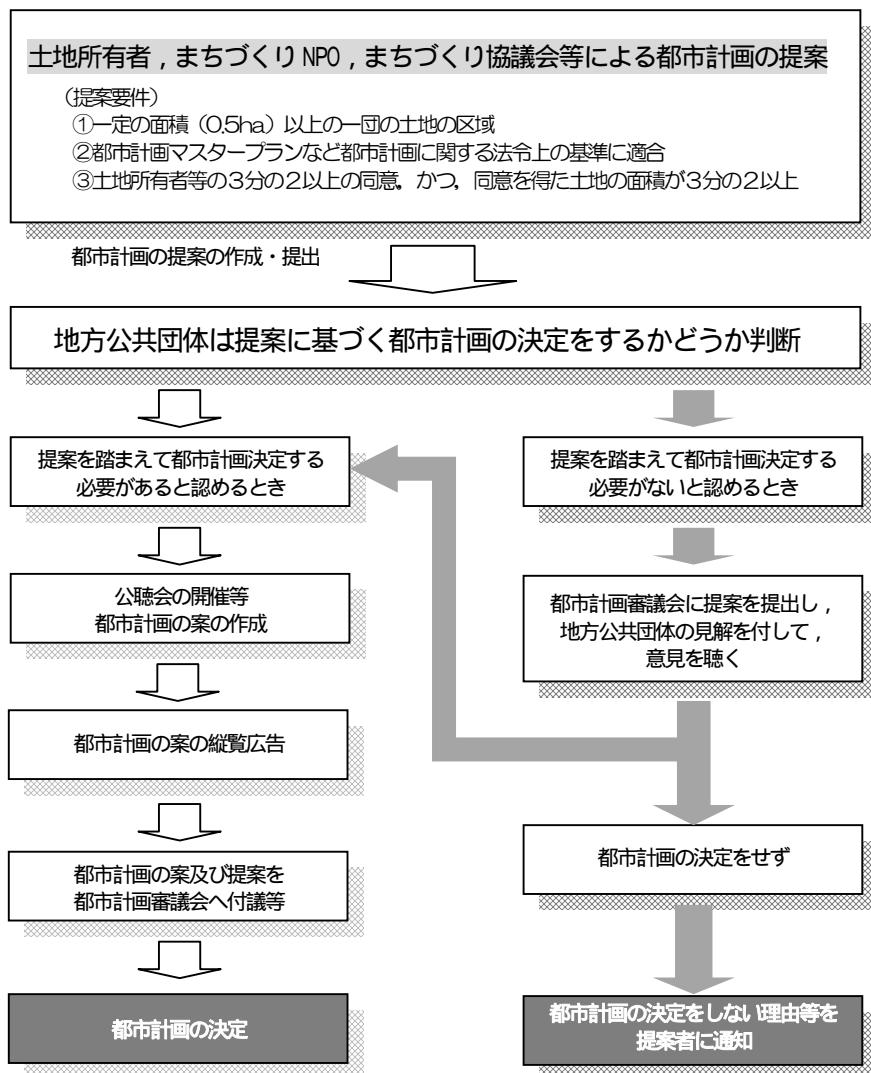


図4-2 都市計画提案制度フロー

2：都市計画提案制度とは、土地所有者やまちづくりに関するNPO法人並びにまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが、原則として0.5ha以上の一団の土地の区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意等の条件を満たせば、都市計画決定又は変更について提案できる制度です。

## (2) 地区計画

地区計画とは、道路、公園等の整備や建物の緑化について、市民や関係権利者の意見を反映しながら定める地区レベルのルールです。



図4-3 地区計画の活用例（出典：国土交通省HP）

## (3) 建築協定

建築協定とは、住宅地としての環境や商店街としての利便などの維持増進を図るために、土地の所有者などの全員の合意によって、建築物の構造や用途などに関する、建築のルールを定め、それを全員で守る協定のことといいます。

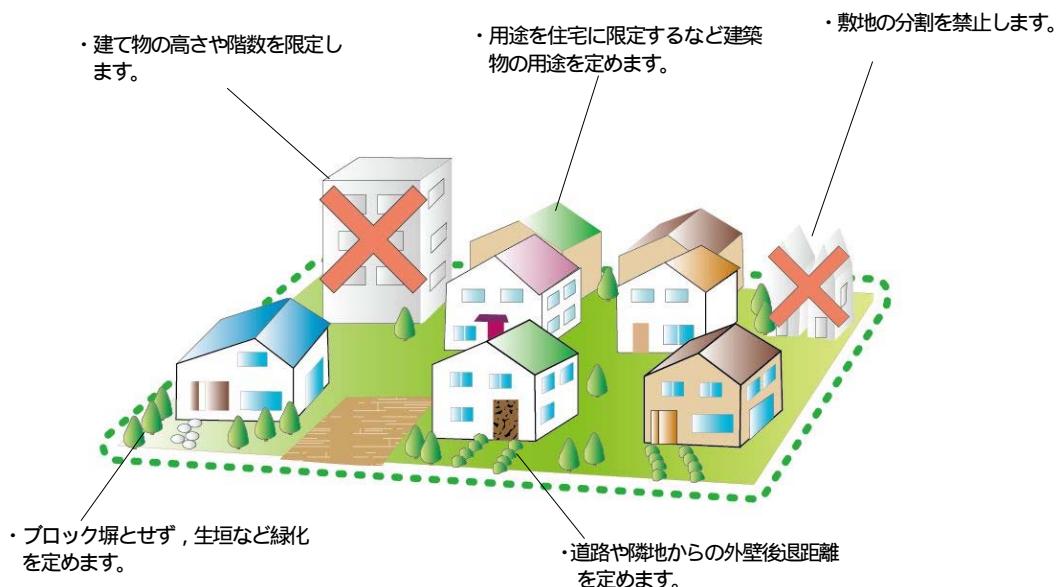


図4-4 建築協定の活用例